

陸別町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道足寄郡陸別町

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 陸別町の概況.....	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向.....	3
	(3) 行財政の状況.....	6
	(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	9
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	10
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	11
	(7) 計画期間.....	11
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
	(1) 現況と問題点.....	13
	(2) その対策.....	13
	(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	14
3	産業の振興	15
	(1) 現況と問題点.....	15
	(2) その対策.....	16
	(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	20
	(4) 産業振興促進事項.....	21
4	地域における情報化	22
	(1) 現況と問題点.....	22
	(2) その対策.....	22
	(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	23
5	交通施設の整備、交通手段の確保	24
	(1) 現況と問題点.....	24
	(2) その対策.....	24
	(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	25
6	生活環境の整備	27
	(1) 現況と問題点.....	27
	(2) その対策.....	29
	(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	33
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	35
	(1) 現況と問題点.....	35
	(2) その対策.....	37
	(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	41
8	医療の確保	42
	(1) 現況と問題点.....	42
	(2) その対策.....	42
	(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	43
9	教育の振興	44
	(1) 現況と問題点.....	44
	(2) その対策.....	45
	(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	47
10	集落の整備	49

(1) 現況と問題点.....	49
(2) その対策.....	49
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	49
11 地域文化の振興等.....	50
(1) 現況と問題点.....	50
(2) その対策.....	50
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	51
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	52
(1) 現況と問題点.....	52
(2) その対策.....	52
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	52
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	53
(1) 現況と問題点.....	53
(2) その対策.....	54
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）.....	55
計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	56

1 基本的な事項

(1) 陸別町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

・ 自然的条件

本町は、北海道十勝の最北端に位置し、北部はオホーツク総合振興局管内の置戸町、訓子府町、津別町に、南東西部は国立公園阿寒山麓に接する足寄町にそれぞれ隣接しています。

地形は、東西40.1km、南北20.8kmで、総面積608.90km²と広大な土地を有し、町内の中央を貫流する利別川によって2つの地形に区分されています。西部地区は高原性の段丘を成し、酪農の中心地域となっていますが、東部地区は標高500mの山岳地帯となっており、本町の総面積の約83%を森林が占めています。

地質は、利別川本流を境として東側は水成岩を主とし、西側は火成岩で局部的に洪積層が分布しています。土壌は一般的に酸性が弱く、冬期間の凍結の影響もあり、土性が粗く、比較的に通気性も良く多くが理学性に富んだ所です。

気象は、北海道東部の内陸部に位置するため、典型的な内陸性気象圏に属し、年間を通して寒暖の差が約70℃あり厳しい条件下にあります。年間平均降水量は800mm程度で道東では少ない方に属しますが、農耕期に約77%の降水量があります。初霜は9月中旬から下旬、晩霜は5月下旬から6月中旬であり、無霜期間は短い期間です。最深積雪量は概ね80cmで、最深積雪が3月になることもあり、春の耕起、苗木の植栽作業が遅れがちになります。また、夏は好天が続き、5月から10月までの月平均気温は14℃、年間を通して風速は穏やかですが、農業上気象には恵まれていません。

・ 歴史的条件

医人として名をなし遂げた関寛斎は72歳の高齢にもかかわらず、4男又一とともに明治35年、理想の農村建設を夢に、開拓の鋤をおろしたのが、今日の陸別を築く基となりました。この時に貸し付けを受けた国有地は350haでした。

明治39年、北見に通じる地方道の竣工と同43年国鉄網走本線の開通により、林業が栄え、畑地の開拓が進められました。

大正8年、足寄他3村戸長役場から分離し、陸別外1村戸長役場(1,011世帯・4,306人)が設置されました。本町はこの時をもって開町とし、同12年2級町村制により村名を陸別村と改称しました。また、昭和23年に釧路国支庁から十勝支庁に編入し、同24年陸別村を陸別村に改称しました。同26年、西足寄町斗満地区を合併し、同28年に陸別町として町制を施行しました。

昭和40年代からは豆類を中心とする畑作農業から酪農への転換が図られ、林業と酪農を主軸とする産業形成になっています。

- ・ 社会的条件

本町の人口は国勢調査の結果からみると、昭和30年の8,763人をピークに年々減少しています。平成12年には3,228人でしたが平成27年には2,482人と、この15年間で23%減少しています。

また、世帯数も減少し、平成12年に1,299世帯でしたが、平成27年には1,128世帯となっています。

- ・ 経済的諸条件

本町の基幹産業は、農業と林業であり、農業は昭和40年代から始まった大規模な農地造成・草地造成により、気候風土に適した寒地農業の確立を目指して酪農への転換を進め、昭和40年の乳牛飼育頭数は1,648頭でしたが、平成27年には7,639頭と約5倍に達し、乳量においても3,654tから39,103tと約11倍に増加しています。

農家戸数は、後継者不足や、農業従事者の高齢化と労働力不足などによる離農により2000年農林業センサスの120戸から、2015年では93戸と減少している中で、法人化の促進や機械化、新規就農、後継者対策などによる、農業の活性化が必要で、更に、農畜産物の加工や販売など多様な農業形態により、魅力ある農業の確立が求められています。

林業に関しては、本町の面積60,890haのうち、森林は50,367haを占めており、非常に高い割合になっています。所有形態別では、国有林が76%、一般民有林が21%、町有林が3%となっています。

林業・森林の担う役割は、環境保全・国土保全のほか、森林レクリエーションの場として人々の健康維持など多面的な機能が求められています。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和30年の8,763人をピークに、昭和35年8,512人と横ばいの状態で推移していましたが、昭和40年以降、若年労働力の都市部への流出、零細農家の他産業への転換や離農による転出、また、製材工場等町内企業の事業縮小や休止など、産業構造の変化が大きく影響し、現在2,291人（令和3年3月31日現在）とピーク時の3割弱程度となっており、更に産業就労人口の推移は、昭和35年から令和3年までに74%の減少と、依然として過疎化は進行しています。

日本国内の人口減少社会並びに現在の本町における少子高齢化や都市部への人口流出による人口減少が続く中、基幹産業である農業や林業などの産業基盤の振興策を図るとともに、農林商工が連携した経済活動の活性化や観光の振興、本町の個性を活かした子育て支援、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりにより、地域の自立に向けた振興策を図ってきましたが、今後も人口減少は予想され、平成27年10月に策定した陸別町人口ビジョンによると国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した方法で推計すると、令和22年には1,305人、令和42年には747人まで人口減少が進むことが示されています。

就業機会の減少、少子高齢化による人口減少は、地域の活力低下など、まちづくりに大きな影響を与えることが予測され、今まで以上に魅力や活力にあふれるまちづく

りを実践し、職業、年代・性別を問わず町民の満足度を向上させるとともに、働く場の確保、交流人口の拡大などにより、移住・定住を促進し、人口減少や人口構造の急激な変化を抑制することが必要です。

これまでの過疎対策は、観光・林業・農業など産業基盤の積極的な振興策を図るとともに、市街地基盤整備や下水道整備を始めとする生活環境施設等の整備に努め、一定の成果が上がっています。今後においても、基幹産業の振興をはじめ、生活環境の整備や地域の特色ある資源、優位性を活かした魅力ある産業づくりなど、ソフト・ハードの両面から、地域の持続的発展に向けた振興策の展開が必要となっています。

ウ 社会経済的発展の方向

- ・ 本町の未来は、日本国内や国際社会の長期的な動きや方向性に、大きくかかわっています。

経済活動の自由化の流れの進展とあわせて、アジア諸国の経済力や生産技術の向上により、経済や市場がグローバル化し、低価格な輸入製品と国産品の競争が激しくなっている中で、農畜産物においては、輸入の自由化が進んでおり、国内の農業は、一層厳しい状況にあります。

農業・林業は、町の基盤を築く重要な役割を担っており、この産業基盤を強め、より豊かで、活力ある町となることが望まれています。

- ・ わが国における人口減少社会の中、本町においても、少子化による人口減少や高齢化の進展が著しく、それが及ぼす地域社会への影響は計り知れません。更に、若年層の町外流出は、地域産業の後継者不足を生みだし、ひいては町の活力を低下させ、地域産業や地域社会の基盤を弱める要因となっています。

また、高齢者福祉への需要の拡大は、町財政の確保などの面においても大きな問題となっており、地域産業の強化とともに高齢者福祉への対応が求められています。

- ・ 生活様式や価値観が多様化している中、新たな地域社会のあり方を構築することが求められています。

現在の社会は、町民のさまざまな活動を町が支援し、町民が地域の中で尊敬され、町民同士の交流により、それぞれの成長や地域の発展が期待されています。

また、行財政改革を進める中で、町民サービスを低下させないために、行政・住民活動（自治会活動）の役割「自助・共助・公助」の精神により、町民ができることは、町民自身で行うことが必要となり、町民参画によるまちづくりを進めていくことが求められています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、国勢調査の結果をみると、昭和30年の8,763人をピークに昭和40年までは、緩やかな減少になっていますが、それ以降、地域産業の衰退等の要因により、

急激な過疎化が進行しています。

年齢構成についてみると、年少人口（0～14歳）は、出生率の低下により、年々減少し、平成27年は247人となっています。また、生産年齢人口15歳～64歳では、平成27年に1,311人でしたが、年々高齢化が進み、今後も減少することが見込まれています。そのため、早急な少子化対策、高齢者福祉対策や若年層の定住化対策が急務となっています。

② 産業の推移と今後の動向

本町の就業構造を比較すると、平成2年は第一次産業の就業者数が35.5%、第三次産業の就業者数が40.7%ですが、平成27年では第一次産業の就業者数が30.1%に減少し、逆に第三次産業の就業者数が55.9%と増加しています。このことは、産業構造の変化によるものと思われ、今後も同様な傾向が予想されます。

人口構成の変化による生産年齢人口比率の低下により、全体としては就労率が減少傾向を示すと予測されます。また、人口の高齢化とともに就労者の高齢化が進むことが予想されます。

産業別では、第一次産業は後継者や担い手不足による他産業への移行や高齢化により減少が見込まれます。また、第二次産業では公共事業等の減少も予想されます。第三次産業も人口減少に伴い、就業者数の増加は見込めない状況にあります。

今後、本町における、国内の食料自給率向上や森林・農村地域における環境保全に対する役割が更に重要になり、第一次産業における就業者を確保する取組が不可欠です。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査） (単位：人・%)

区分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,512	5,474	-35.7	3,902	-28.7	2,956	-24.2	2,482	-16.0		
0歳～14歳	3,103	1,457	-53.0	578	-60.3	320	-44.6	247	-22.8		
15歳～64歳	4,997	3,573	-28.5	2,649	-25.9	1,664	-37.2	1,311	-21.2		
うち											
15歳～29歳(a)	2,164	962	-55.5	498	-48.2	270	-45.8	233	-13.7		
65歳以上(b)	412	444	7.8	675	52.0	972	44.0	924	-4.9		
若年者比率 (a)/総数	25.4	17.6	-	12.8	-	9.1	-	8.5	-		
高齢者比率 (b)/総数	4.8	8.1	-	17.3	-	32.9	-	36.2	-		

表1-1(2) 人口の見通し(陸別町人口ビジョン)

(単位:人・歳)

分類	2010年	2030年	2040年	2060年	2010年を100 とした場合の 2040年の指数
年少人口(14歳以下)	260	225	225	225	87
男	133	114	114	114	—
女	127	111	111	111	—
生産年齢人口(15~64歳)	1,430	1,004	865	744	60
男	750	559	474	374	—
女	680	445	391	370	—
老年人口(65歳以上)	960	989	899	581	94
男	446	494	465	347	—
女	514	495	434	234	—
合計	2,650	2,218	1,989	1,550	75
男	1,329	1,167	1,053	835	—
女	1,321	1,051	936	715	—

(3) 行財政の状況

① 歳入歳出の状況

本町は財政運営に必要な財源の40%以上を地方交付税に依存しています。

地域経済の低迷と人口流出により税収は減少しており、自主財源の増加が見込めない厳しい財政状況が依然として続いています。

令和元年度の歳入構造は、町税が全体の一割にも満たず(3.5億円)、依存財源(地方交付税他)の動向に大きく左右される構造になっています。

また、令和元年度の歳出のうち、義務的経費は、全体の約29%となっており、行財政改革の推進で人件費の抑制を行っていますが、少子高齢化の影響で扶助費が増加していることと、これまでの地方債の借入による公債費が高止まりしており、歳出総額が減少しているため、歳出に占める義務的経費の割合は高くなってきています。

② 地方債及び基金残高

地方債残高は、横ばい傾向にありますが、交付税措置のある地方債の借入を行い、今後においても、財政負担を十分考慮した地方債管理を行っていきます。

基金残高については、ここ数年は減少傾向で推移しています。

今後は、公共施設の老朽化に伴う修繕、更新事業費の増加が見込まれますが、急激な基金残高の減少を生じさせない財政運営を目指します。

③ 各財政指標の状況

〈財政力指数〉 0.17 (R1)

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれだけ自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3ヵ年平均値です。この数値が大きいほど、財政力が強く、財源に余裕があることを示します。

本町は、この数値が非常に低く、財政力が極めて弱いことが表れています。

〈経常収支比率〉 79.4% (R1)

経常収支比率とは、町税や普通交付税のように用途が特定されておらず、経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように、経常的に支出される経費に充当されたものの占める割合です。経常的経費に経常的一般収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断するための数値です。この数値が低いほど財政の弾力性が高く、この比率が80%以下であることが望ましいとされています。

〈実質公債費比率〉 9.3% (R1)

地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、新たに導入された財政指標で、標準財政規模に対する借入金等の返済(公債費)、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に当てたと認められる繰入金など、実質的な公債費の比率

です。

この指標が18%以上となる場合は、地方債を発行する際に、北海道の許可が必要な団体となり、25%以上となる場合は地方債の発行に一定の制限を受けることになります。

表1-2(1) 市町村財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	6,574,963	5,515,610	4,930,353
一般財源	2,877,056	2,948,848	2,679,616
国庫支出金	1,488,033	218,404	244,354
都道府県支出金	355,638	844,929	315,477
地方債	744,800	517,738	616,677
うち過疎対策事業債	495,800	312,800	389,200
その他	1,109,436	985,691	1,074,229
歳出総額 B	6,337,244	5,362,981	4,812,402
義務的経費	1,541,221	1,410,139	1,415,594
投資的経費	2,678,605	1,333,162	994,761
うち普通建設事業費	2,606,967	1,318,846	994,575
その他	2,117,418	2,619,680	2,402,047
過疎対策事業費	2,794,097	1,231,519	1,071,457
歳入歳出差引額 C (A-B)	237,719	152,629	117,951
翌年度へ繰り越すべき財源 D	37,707	78,921	11,452
実質収支 C-D	200,012	73,708	106,499
財政力指数	0.15	0.13	0.17
公債費負担比率	17.3	16.0	16.8
実質公債費比率	11.5	6.6	9.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	73.6	70.4	79.4
将来負担比率		—	
地方債現在高	4,480,741	4,592,484	4,598,201

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成 2 年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	18.9	35.0	46.3	47.3	49.8
舗装率 (%)	7.1	15.1	35.5	38.6	41.0
農道					
延長 (m)	66,114	46,947	43,183	25,222	25,619
耕地 1 ha 当たり 農道延長 (m)	12.4	9.0	8.4	-	-
林道					
延長 (m)	313,632	361,527	435,656	52,638	53,387
林野 1 ha 当たり 林道延長 (m)	6.3	7.3	8.8	-	-
水道普及率 (%)	78.2	81.7	85.9	90.2	90.9
水洗化率 (%)	0.0	1.2	35.5	85.7	91.8
人口千人当たり病院 診療所の病床数 (床)	3.7	4.8	5.8	4.4	5.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

陸別町は「日本一のしばれ」「恵まれた森林」「澄み切った星空」を資源として、付加価値の高い産業へと発展させるために、農業、林業、商業、観光などが連携して発展してきました。

国内の食料供給や、豊かな森林資源による環境保全や水源かん養など公益的な機能を発揮し陸別町の役割を果たすために、社会基盤整備を進め、加えて、これらを担う町民の生活安定のために、生活環境の向上、福祉や教育の充実など豊かで住みよい、活力ある地域社会づくりを目指して、各種対策を講じてきたところです。

当町の基幹産業である農業、林業においては、施設の近代化や営農用水の整備、町道、林道等の基盤整備を進めたほか、酪農ヘルパーの推進、民有林の造林促進、後継者、担い手の育成などソフト面における支援を行ってきました。

商業においては、人口減少が進む中で、町内の購買力が低下し、加えて、後継者不足により、商店の廃業が増加し、住民生活に欠くことのできない業種が不在になるなど、町民の生活への影響がでていいる中で、商業活性化施設の整備により、中心市街地における商業施設や多世代交流の場を創出し、住民の暮らしを支える生活基盤として、自動車を持たない子どもや高齢者を含めた町民全員が、安心して買い物ができる環境の整備を進めました。

教育環境の整備としては、小中学校校舎の耐震化整備、学校給食センター建設など、将来を担う子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境の整備に加え、高校生までの医療費の無料化、保育所、小中学校の給食費の無料化など、子育てに係る負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んできました。

この結果、生活の利便性は向上してきているものの、就業機会の減少による若年層の町外への流出や少子高齢化などの影響により、人口減少は今なお続いています。

平成18年のふるさと銀河線廃止の影響は大きく、特に通院などで公共交通機関を利用していた高齢者が、安心した生活を求め、町外へ転居するケースが増えています。

このような状況を踏まえ、地域の持続的発展の基本方針においては、農業・林業を始めとする地域産業の持続的な発展基盤の確立、農商工連携のもと地域特産物の開発と高付加価値化など、町の特性を活かし、時代の要求に即した展開を図るとともに、観光等、魅力ある多様な就業の機会の創出の他、起業の促進や積極的な企業誘致などの産業振興を図ります。

子どもを安心して産み育てられる環境づくり、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり、生活環境や教育環境の整備、移住・定住の促進など、地域社会を担う個性豊かな人材の確保・育成など総合的な事業を展開し、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の実現を目指すことを基本に、本町の総合計画、令和2年3月に策定した陸別町総合戦略や道の基本方針との整合性を図りながら自立促進に向けたまちづくりに取り組んでいくこととします。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

① 自然と溶け合う豊かな地域産業のまち

本町の基幹産業である農業及び林業は、今後は高齢化や担い手不足がさらに深刻化してくることが予想されることから、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実及び経営体制の強化を促進します。

多面的な機能をもつ森林はその機能が発揮されるよう保全を推進するとともに、関係機関との連携により人工林の適切な施業を実施します。

また、「しばれフェスティバル」や「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」など地域イベントの開催などを通して、町外からの観光客との交流による魅力ある観光地づくりを推進します。

さらに、商工業においては後継者や新規企業の育成・誘致、経営環境の改善を促進し、地域に根ざした商工業の振興をめざします。

② 支え合いで心と身体の幸せをつくるまち

心とからだの健康的な生活習慣を身につけ、いくつになっても元気で健やかに生活していくために、地域全体での健康づくりの積極的な取組を進めるとともに、保健センターと関寛斎診療所を保健医療の拠点として各種施策に取り組みます。

また、少子高齢化社会が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりのため、子育て世帯への経済的な支援の拡充に努めるとともに、妊娠期から子育てのそれぞれの段階において、必要な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。

さらに、高齢者や障がい者が意欲や能力を発揮し自立して生活できる環境の整備など、人口減少、高齢化に対応した環境づくりを推進し、「支え手」「受け手」という関係を超え、一人ひとりが役割を持ってお互いに支え合う仕組みづくりを推進します。

③ 快適に暮らせる心地よい生活環境のまち

近年増加している自然災害への対応力を強化するため、町民への啓発活動を今後も継続・推進するほか、地域における防災力向上に向けた取組を通じて、災害に強いまちづくりを推進します。

また、今後予想される公共交通機関の変化に対応し、住民ニーズを踏まえた上で地域公共交通の見直しを検討するとともに、人口減少社会に対応したまちづくりを目指します。

普段の生活で欠かすことのできない上下水道や道路などの生活インフラに関しては、これからも計画的な維持管理を推進し、すべての人が心地よく、安心して生活できる環境を整備していきます。

④ 豊かな心を育む学びと人づくりのまち

子どもから大人まで学ぶことができる様々な学習環境づくりに努めます。また、家庭・学校・地域が一体となり、将来の担い手である子どもたちが新しい時代に対応し

た生きる力を身につけられるよう、自らの意志で自ら学ぶことができる環境づくりを進めます。

さらに、まちづくりや子どもの成長にとって大切である人や自然との触れ合いや、この地でしか得られない楽しみや体験などを重視した生涯学習に力を注ぐとともに、スポーツ・文化活動など、町民が楽しむことができる場、活躍できる場づくりを推進し、まちへの愛着と豊かな心を持った人づくりを推進します。

⑤ ふれあいと交流で創るあたたかなまち

人と人が触れ合う機会や、まちづくりへの参画機会を充実するとともに、町にいる一人ひとりがそれぞれの立場で主役となり、町民、事業者、地域そして行政が持つ想いをつなげることで、陸別町らしいいうおいのあるまちづくりを進めます。

また、効果的・効率的な行政経営に向け、適正な人員配置と行政機構の体制整備、研修等を通じた職員の能力と資質の向上を推進し、住民ニーズに対応できる体制づくりを推進します。

財政運営では、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な視点に立った財政運営による持続可能なまちづくりを推進します。

人口については、令和2年3月に策定した人口ビジョンと同様に2025年の住基人口で2,290人を目標とします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度、事業費の実績及び住基人口について公表することとします。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に記載された基本的考え方は、下記のとおりです。

① 総資産量の適正化

本町の財政状況や予算規模から、現在保有している公共施設の改修や建て替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されます。

このため、公共施設等のあり方や必要性について、利用需要や費用対効果などの面から総合的に評価を行うとともに、人口減少や社会構造の変化を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ総資産量の適正化を図ります。

② 長寿命化の推進

今後も利用が見込まれる公共施設等については、計画的な維持修繕を徹底することにより長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるため長寿命化を推進します。

- ・ 定期的な点検・診断により、計画的な維持修繕を徹底します。
- ・ 修繕・改修時期の集中を避け、計画的に管理することにより、財政負担の軽減と歳出の平準化を図ります。

③ 公共施設のマネジメント

- ・ 未利用財産等については、売却・貸付などを推進し、管理コストの縮減を図ります。
- ・ 施設の建設から維持管理、解体撤去に至までの生涯費用（ライフサイクルコスト）を見据え、資源や資産、リスクなどを管理します。
- ・ 公共施設にかかる現状と課題について、町民に対する情報提供をおこない、再編、利活用について認識共有に努めます。

市町村計画に記載された全ての公共施設等の整備が総合管理計画に適合しています。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

人口減少により、地域活動の担い手が不足し、地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に、それぞれの地域の特性や実情に応じた柔軟な対応が求められています。

地域づくりにおいては、地域活動の最小単位である自治会活動の充実が欠かせませんが、人口の減少により活動が困難な地域が出てきており、自治会の再編が徐々に進んできているため、町外からの移住者の増加や町民の定住促進につながる施策が求められています。

② 地域間の交流

地域間の交流として、開拓の祖・関寛齋が長く過ごした徳島市や千葉県銚子市・東金市とは町民による交流が進められているとともに、電機連合との交流事業が継続されており、リ・クリエーションサマー in りくべつの参加者による町民レベルの交流へと発展しています。

また、カナダ・ラコーム市と友好姉妹提携を結び、中学生など町民の海外研修を行い、人的交流を進めています。

③ 人材育成

人口減少による地域の担い手の減少により、地域課題の解決に必要な人材育成が求められています。

(2) その対策

① 移住・定住

地域の新たな人材の獲得を図るため、都市部や他地域からの移住希望者の受け入れを積極的に推進します。

移住希望者に対し、陸別移住を応援する会を核として、移住ワンストップ窓口での相談対応や都市圏へのPR活動を積極的に推進します。

移住促進モデル住宅、ちょっと暮らし住宅及び移住産業研修センターの適正な維持管理を推進します。

町内に移住・定住する方の住宅取得や住宅改修に係る費用助成制度など、住宅取得に関する施策の充実に努めます。

② 地域間の交流

「しばれ」や天文台、りくべつ鉄道、関寛齋など、地域特性を通じた地域間交流事業などを通じて、関係人口の拡大に努めます。

ふるさと陸別会、陸別友好町民の会、リ・クリエーションサマー in りくべつ、など道内・道外の方との多様な地域間交流を促進します。

日産自動車㈱などの誘致企業との経済交流を含めた交流機会の拡大を図ります。

③ 人材育成

青少年の健全育成事業、郷土の歴史や文化を知る人材の育成事業、国際化に対応した人材育成のための国際交流事業、生涯学習事業など、多様な人材を育成する事業を推進します。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住定住促進住宅建設等補助事業	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住	移住交流対策事業	町	
	地域間交流	交流人口対策事業	団体	
		リ・クリエーションサマー in りくべつ開催事業	団体	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町は酪農を中心とした農業を展開していますが、国は、農畜産物の輸入自由化への流れの中、国際的な経済社会との相互の結び付きを強めており、また、世界的な人口増加や中国をはじめとするアジア諸国の経済発展により食料需要が増大する中で、食料自給率の向上が求められています。

農林業センサスによると、2015年の本町の総農家数は85戸、うち販売農家数は81戸で経営耕地は4,553haとなっています。2010年の調査と比べると、販売農家数は7戸(8.0%)の減少、経営耕地は352ha(7.2%)の減少となっています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、農業の振興に向けた様々な支援施策を推進しており、平成26年にTMRセンターを整備、令和3年度から5か年計画で草地基盤整備事業を推進しています。

今後は、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、酪農ヘルパーの人材不足といった問題がさらに深刻化することが懸念され、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。

そのため、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、農業後継者の確保・育成、新規就農支援の強化など、地域の中心となる意欲ある担い手の育成を集中的・重点的に進め、持続可能な経営体制の整備を進めることが必要です。

また、農畜産物やそれらを利用した加工品の陸別ブランド化を進展させるとともに、事業の拡大を図りながら、都市住民などとの交流を活かした流通・販売対策など、独自の販売ルートを確立していくことが重要です。

② 林業

森林は木材生産機能をはじめ、水源涵養機能や山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能など多面的な機能を有しており、人々の生活と密接に結び付いています。

令和2年4月1日現在、本町の森林面積は50,367haで、総面積の約83%を占める森林に恵まれた地域となっており、森林の所有形態別では、国有林が76%、一般民有林が21%、町有林が3%となっています。

カラマツ人工林の伐採適齢期を迎え、森林の伐採が盛んに行われていますが、森林所有者の高齢化や、近年の気象・害虫獣被害増加などによるカラマツの苗木不足もあり、伐採後に再造林されない森林も多く、無立木地が増加している傾向にあります。

本町では、陸別町森林整備計画に基づき陸別町森林組合と連携しながら計画的かつ総合的に林業振興を推進していますが、材価の低迷による所有者の経営意欲の低下や担い手の不足等が大きな課題となっており、新たに創設された森林環境税、森林環境

譲与税を活用した森林整備をどのように進めていくか検討する必要があります。

③ 商工業

本町では賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会などとの連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めていますが、近年は高齢化や後継者不足に加え、定住人口の減少や通信販売などの販売形態の多様化による地元消費の減退、量販店が所在する近隣市町への消費流出傾向など、商工業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあります。

商工業者の事業撤退と廃業は町内経済を疲弊させる要因となるため、陸別町商工会を中心として商工業の振興に努める必要があります。

そのような中、本町では陸別町商工会と連携し、不足業種を誘致し町民に安心安全な生活環境を提供し、誰もが気軽に休めるコミュニティの場をコンセプトとした、複合施設「コミュニティプラザ☆ぷらっと」を平成27年7月にオープンしました。

中小企業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中、小規模事業所のみで構成される本町の製造業も停滞傾向にあり、既存企業の維持・充実や内発的な産業開発に向けた取組が求められています。

④ 観光又はレクリエーション

国ではインバウンド（訪日外国人旅行）を強化するなど、観光誘客に関する様々な政策を推進しています。また、北海道の観光入込客数は、景気の回復などを要因として平成25年度以降は堅調に推移しており、平成29年度には過去最高となる5,610万人となっています。

平成18年4月に廃線となった「ふるさと銀河線」を利用した体験型鉄道公園「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」が平成20年にスタートし、ふるさと銀河線車両を使用した運転体験や乗車体験、トロッキ運転体験が行われています。

今後は、十勝オホーツク自動車道（北海道横断自動車道網走線）のさらなる整備により、十勝・釧路・オホーツク圏の中間地点とし交通量の増加が見込まれる中で、観光協会を中心として、町や商工会が情報を共有し、連携しながら、単なる通過点としてではなく、魅力ある観光地としての整備を進める必要があります。

また、本町では、「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」や、「しばれフェスティバル」など地域の特性を活かしたイベントを中心に、年間17万人を超える観光客を集めています。近年、大型連休が増加する中で、イベントがこの地を訪れるきっかけとなり、何度も体験したくなるような時間消費型の観光ソフトをつくるとともに、地域産業との連携を高め、地域が一体となった取組を進めることが必要です。

(2) その対策

① 農業

安全・安心で良質な農畜産物を安定的に生産・提供できる基盤を整備するとともに、品質向上に向けた取組を行います。

担い手や後継者の確保と育成や経営指導の強化などを図ることにより、安定的に持続する経営の支援に努めます。

陸別の特性を活かした農畜産物及び乳製品の加工品づくりなど、幅広い陸別ブランドづくりを進めます。

- I 計画的な草地、畑地の整備や、農道、用排水施設、農業施設などの農業基盤の整備を推進し、生産性の向上を目指します。
- II バイオガスプラントの新設により、家畜ふん尿の適正な処理と消化液などの有効活用を図ります。
- III 関係機関と連携して、農地情報のデータベースを整備して共有化を図り、耕作放棄地の解消や農地の確保と有効活用に取り組みます。
- IV 経営の大規模化を支援するとともに小規模農家等、持続的な家族経営への支援も視野に入れ、農業コントラクターや酪農ヘルパー及びTMRセンター利用の推進、哺育育成事業などに取り組むことにより、効率化による経営の安定化と過重労働・女性の負担の軽減を図ります。
- V 農業関係制度資金及び陸別町独自資金の活用により農業経営の体質強化を支援します。
- VI スマート農業への取組として、ICTの活用など新たな生産技術の導入を促進します。
- VII 北海道農業担い手育成センターや農業者、関係機関などと連携して新規就農者の確保や担い手・後継者の育成に努めます。
- VIII 関係機関との連携のもと、受け入れ体制の強化を図るほか、各種支援事業の周知と活用を図り、多様な農業への支援及び新規就農者支援に努めます。
- IX 陸別町農畜産物加工研修センターを活用し、陸別産の農畜産物及び乳製品を活かした消費者のニーズに合った加工品の研究開発の取組を推進します。
- X 観光関連施設の活用や商業者との連携等により農産物直売体制の充実を図ります。
- XI 陸別の基幹産業である、農業に関心を持ってもらうために、町民を対象とした農業体験交流会や、町外者を対象とした滞在型農業体験など、農業に対する理解を深める取組を推進します。
- XII 陸別町の地形や気象などの特性にあった薬用植物の研究・導入を推進します。
- XIII エゾシカ等による農産物の被害を防止するため、関係機関・団体との連携のもと、鳥獣被害防止対策を推進し、生産性の維持・向上に努めます。

② 林業

林業経営の改善を図るため、集約化施業の推進など、良好な森林整備を進めるとともに、担い手の育成・確保に努めます。

森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林が持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう、森林環境税、森林環境譲与税の導入を踏まえた長期的な視野による森林の整備を進めます。

銀河の森や宮の森風景林、ふれあいの森など、町民や観光客が親しめる森林空間環

境づくりや、緑地帯・公園・街路樹など身近な緑の整備など、景観形成を図っていきます。

- I 森林の有する多面的機能を活かすために、地球環境保全に配慮しつつ、森林の機能が発揮できる適正な森林事業の実施や森林の保全に努めます。
- II 無立木地の解消に向け、森林所有者に対して伐採跡地への植林など森林育成の啓発を行います。また、高齢化や後継者不在による、森林育成が困難な森林についての公有林化を含めた対策を推進します。
- III 林業経営の効率化、森林空間の総合的利用に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の維持管理、整備を進めます。
- IV 計画的な森林施業と林業従事者の雇用を確保するため、経営の多角化や合理化などにより、経営の体質強化、高度化のための支援をします。
- V 高性能林業機械による効果的な作業システムの普及及び定着を図ります。また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用についての取組を支援します。
- VI 森林環境税、森林環境譲与税の活用により、間伐などの森林整備、担い手の育成・確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の取組を推進します。
- VII 銀河の森や宮の森風景林、ふれあいの森などを有効利用した自然体験や滞在型交流を促進するための環境整備をハード・ソフト両面から進めます。
- VIII 町民が森林を身近な存在として感じ、森林との関わりを深めるための機会づくりを進めます。
- IX 森林資源の活用方策として地場産品の地場加工を推進するため、木材加工場等への支援を行います。
- X 森林認証取得による安心安全な木材生産への取組の周知を図ります。

③ 商工業

町の商工業の持続的発展を図るため、陸別町商工会が実施している施策・事業への支援を行います。

陸別町小規模企業振興基本条例に基づき、本町の約9割を占める小規模企業の振興に資する取組を行っていきます。

厳しい雇用状況の中、安定的な雇用の場の確保に向け、基幹産業である農業や林業及び小規模企業等と連携した雇用対策を積極的に進めます。

- I 商工業振興の中核的役割を担う陸別町商工会の活動を支援し、町・事業所が一体となった商工業の振興を図ります。
- II 町内商工業者の健全な経営及び設備投資などに対する融資制度などにより、商工業の振興を図るとともに、小規模企業の成長発展及びその持続的発展のための取組を行います。
- III 高齢者の増加により交通弱者が増加する中で、すべての人が快適な生活を送れるような買い物環境づくりに努めます。
- IV 市街地の活力増加のため、空き店舗や空き地の公共的な利用を含めた、有効な利用方法について検討します。
- V 広域による「とちかち創業支援ネットワーク会議」の活動等を通じて、起業や既存

事業所による新規事業への取組を支援します。

- VI 町民の生活基盤の維持に向け、不在となっている業種への進出・起業に対する支援を行います。
- VII 町と陸別町農業協同組合が行っている無料職業紹介事業やハローワーク等の関係機関との連携により、就職、職業訓練に関する相談や労働情報の提供など、就職就労に向けた支援を行います。
- VIII 企業誘致や農業・林業などの基幹産業との連携により、新規雇用の創造を図ります。
- IX バイオガスプラントの整備により関連事業による雇用創出に努めます。
- X 農畜産物加工研修センターや大学・公的試験機関を活用した開発・研究を進めます。また、民間の力を取り入れた開発・研究を支援します。
- XI 陸別町の地域資源を活用した事業開発と雇用の創出を図るための調査研究を進めます。
- XII 地域おこし協力隊事業などを活用し、地域産業の活性化や担い手の育成を推進します。

④ 観光又はレクリエーション

「日本一寒い町」「星空の町」をキーワードとしたまちづくりを継続的に進めながら、町民・行政が一体となって、誰もが認識する陸別らしいイメージとして定着させていきます。

観光PRの強化を図るとともに町の資源を活かした魅力ある観光づくりを推進するため、新たな官民連携組織「(株)りくべつ」との連携を強化します

十勝オホーツク自動車道の延伸に対応し、観光施設の充実を図るとともに農林産物を活用した料理やお土産の販売、観光ホスピタリティの向上に努め、町内における観光客受け入れ体制の充実に努め、関係人口の拡大を図ります。

自然を通じた交流拠点として、銀河の森の環境を整えるとともに、ふれあいの森や北稜岳などを活用して、自然とふれあう機会づくりを進めます。また、この自然を求め、町外から多くの人々が、気軽に訪れることができるよう、キャンプ場の整備、交通アクセスや町内交通手段の充実、これら豊かな自然への案内など、受け入れ体制を整えていきます。

- I 観光振興の中核的役割を担うことになる「(株)りくべつ」に関して、組織体制や事業内容などの具体化を進めるとともに、本町における観光のあり方や観光振興に向けた具体的な取組を町民と行政の協働で検討します。
- II イベント広場・陸別サーキットを含め、星空と森林を活かした天文台を中心とした銀河の森の整備をハード・ソフト両面から促進します。
- III 陸別町商工会と連携し、ふるさと銀河線りくべつ鉄道の整備、活用を進めます。
- IV 道の駅の役割を向上させるため、施設の充実に向けた検討を進めます。また、道の駅と一体となった観光施設の整備を進めます。
- V 豊富な森林資源を有効に活用するため、ふれあいの森・宮の森風景林・北稜岳・カネラン峠の自然体験施設の充実を図ります。

- VI しばれフェスティバルやオフロードレースのほか、陸別町の特徴を活かした満足度の高い体験企画の開発を進めます。
- VII 天文台・各種イベント・りくべつ鉄道・歴史・自然を活かし、それぞれが連携したソフト事業の企画づくりや人材育成・確保を推進するとともに、受け入れ体制の確立を目指します。
- VIII 特色ある物産の開発を行うため、「(株)りくべつ」を中心に町民や関係機関が連携した取組を支援します。
- IX 北海道ブランド・十勝ブランドと連携し、陸別町の農畜産物・林産物・しばれ・星空が持つ魅力をブランド化し、価値を高めるために関連する機関が連携した取組を振興します。
- X 都市圏などへ、広域的にPRするために、SNSなどを効率的に利用してPRを推進します。また、町ホームページ、SNSやPR動画など、多様な媒体を利用したPR活動を進めます。
- XI 友好町民の会・電機連合・ふるさと陸別会などと連携や、ふるさと納税を活用したPRを進めます。
- XII 足寄町・本別町など近隣自治体や十勝町村会など広域的な取組で、地域の魅力の発掘、発信を進めます。
- XIII 陸別町が道東観光の中継点として、国道・道道の安全性・利便性の向上を推進しそれらと連携した町道の整備を進めます。また、より広いエリアにおける観光ネットワークを構築するため、高速道路の機能強化を求めています。
- XIV 観光客が既存の地域交通を利用しやすい環境づくりを進めます。また、町内における観光施設間の交通手段の確保に努めます。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	陸別地区草地畜産基盤整備事業	道	
	林業	森林環境保全整備事業	町	
		森林保護事業 町有林野そ駆除	町	
		林業専用道苫務北斗満線開設事業	町	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	畜産・酪農収益力強化整備事業	団体	
		家畜糞尿共同処理施設整備事業	法人	
	(9) 観光又はレクリ エーション	銀河の森天文台改修事業	町	
	(10) 過疎地域持続 発展特別事業			
第1次産業	酪農ヘルパー事業	法人		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	商工業・6次産業化	畜産バイオガス事業	法人	
		豊かな森づくり推進事業	町	
		民有林造林促進事業	町	
		小規模企業等振興事業	町	
	観光	プレミアム商品券発行推進事業	団体	
		しばれフェスティバル開催事業	団体	
	その他	オフロードレース開催事業	団体	
		地元雇用促進事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
陸別町全域	製造業、情報サービス業等、農 林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

本町では、高速通信網（光ケーブル）整備による高速インターネットや地上デジタルテレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送中継局の整備が完了し、高度情報化に対応した基盤整備が進んできました。

高速通信網を町内世帯が利用できる割合（ブロードバンドカバー率）はほぼ100%となっており利用促進も図られていますが、将来的には設備維持にかかる多大な経費が課題となっています。

これまで観光客が数多く訪れる道の駅にはWi-Fi環境を整備し、無料でインターネットが利用できる環境を整えてきました。今後は外国人観光客の増加や、新たな観光施策の展開に合わせてWi-Fi環境の拡充を検討していく必要があります。

平成30年12月から4K・8Kの実用放送が始まったことや、第5世代移動通信システムである「5G」の実用化が進むなど、情報通信技術は日々進歩しています。今後これらの新しい通信技術やIoT技術の進歩を踏まえ、国内における普及状況や町民ニーズに合わせた対応を行っていくことが求められます。

(2) その対策

高速通信網の積極的な利活用などによって地域情報化を促進するとともに、行政の情報化を推進し、誰もが情報を享受でき、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを目指します。

誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくりに向け、関係機関や民間通信事業者との連携のもと、高速通信網（光ケーブル）の適切な維持管理に努めます。

情報通信基盤の充実を図るため無料Wi-Fiスポットの拡充に努めます。

テレビ難視聴地域への対応や携帯電話の不感地域の解消について、関連事業者と連携した取組を実施します。

小・中学校におけるインターネットの安全な利用に対する教育の充実を図ります。

多くの町民が便利なサービスを利用できるよう、情報セキュリティ対策やSNSの活用方法などの教室を開催します。

庁内の電算機器の適切な更新と利活用、業務効率化のために必要なAI・RPAなど新たなシステムの導入等により、行政内部の情報化を一層推進します。

町民の個人情報をはじめとした行政運営上重要な情報などの漏洩等を防ぐため、行政内部における情報セキュリティ対策を強化します。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業(移動系デジタル無線整備)	町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路・橋りょう

道路は、まちの骨格を形成するとともに、安全で快適な住民生活や地域産業・経済を支える重要な社会基盤です。

本町の道路網は、十勝地方と網走地方を結ぶ国道242号と2本の主要道道（北見白糠線・津別陸別線）、3本の一般道道（斗満陸別停車場線・苫務小利別停車場線・上斗満大萱地線）が整備されており、広域道路網を補完しています。さらに、本町の産業や住民生活に密接に関わる道路として町道等が整備されています。

また、十勝圏とオホーツク圏を連絡する十勝オホーツク自動車道の整備が進められており、平成29年10月9日に陸別小利別IC～訓子府IC間が開通しました。現在は陸別IC～陸別小利別IC間の延伸工事が進められています。

② 交通機関

公共交通としては、平成18年にふるさと銀河線が廃止となった後、その代替となる帯広方面に十勝バス、北見方面に北見バスが公共交通機関として運行しています。

しかし、自家用車の普及や人口の減少・少子化などで地方と都市を結ぶ公共交通の運営は非常に厳しい状況にあります。一方、高校生や高齢者などにとっては唯一の公共交通機関として、通学や、通院などの日常生活において、欠くことのできないものとなっており、今後においても安定した運行が継続されることが望まれています。

これらは、広域的な移動手段として、また町民生活における身近な交通手段として、重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取組を進めながらその維持・確保に努めるとともに、地域公共交通のあり方についても検討を進めていく必要があります。

(2) その対策

① 道路・橋りょう

町全体の要望として、誰もが利用しやすい高規格道路や国道・道道の整備を積極的に要望するとともに、これらの道路に接続する町道等の整備を進めます。

- I 十勝圏・オホーツク圏・道央圏のアクセス向上に向けた北海道横断自動車道の早期完成や利便性の向上を求め、国をはじめとする関係機関への要望活動を行います。
- II 国道や道道における安全の確保のために、急カーブや急勾配などの解消に向けた働きかけを行います。
- III 地域の要望等を踏まえながら、町道網の改良・維持管理等を計画的に推進します。
- IV 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急性の高い橋梁から順次補修等を進めます。
- V 老朽化が進む道路ストックについて、道路利用者及び第三者の被害を防止するため、点検を実施するとともに改良・維持管理等を行います。

VI 産業基盤としての農道、林道の整備・維持管理等を行います。

② 交通機関

町民の交通手段の一つであるバス路線の確保のため、バス事業者への支援を継続します。

スクールバスや乗合タクシーを含めた地域公共交通に関して、少子・高齢化など利用者環境の変化に対応した、より良い地域公共交通のあり方を検討します。

I バス事業者と連携し、路線経営の安定と確保を図ります。また、沿線自治体との連携による利用促進の取組を実施します。

II スクールバスや乗合タクシーによる町内の地域内交通の適正運行を図ります。

III 既存の交通機関との連携を含め、町民のニーズに合わせた町内輸送など地域公共交通のあり方を検討します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	町道トマム川沿線道路整備事業	町	
		町道東1条仲通り道路整備事業	町	
		町道宮下本通り道路整備事業	町	
		町道新町7号通り道路整備事業	町	
		町道駅南通り道路整備事業	町	
		町道川向栄町線道路整備事業	町	
		町道消防前通り道路整備事業	町	
		町道緑町線道路整備事業	町	
		町道緑町幹線道路整備事業	町	
		町道緑町1号通り道路整備事業	町	
	橋りょう	町道ペンケクンベツ原野線外道路整備事業	町	
		町道緑町線緑橋補修事業	町	
		町道トマム川沿線斗満橋補修事業	町	
		町道下陸別連絡線下陸別橋補修事業	町	
		町道中陸別下陸別線共和橋補修事業	町	
		町道東1条2丁目通り通学橋補修事業	町	
		町道川向栄町線陸別橋補修事業	町	
		町道小利別中央幹線萬才橋補修事業	町	
		町道ペンケクンベツ原野線四馬路橋補修事業	町	
		町道薫別伏古丹連絡線桂庵橋補修事業	町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
	(2) 農道	町道ペンケクンベツ原野線第3岡山橋補修事業	町		
		町道弥生山沿線三楽橋補修事業	町		
		町道弥生山沿線錦橋補修事業	町		
		トマム地区農地整備事業	道		
		中陸別地区農道整備特別対策事業	道		
		トマム第2地区農道・集落道整備事業	道		
	(3) 林道	経営林道東トマム高台線改良事業	町		
		経営林道宇遠別線改良事業	町		
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通				
		高校生通学定期差額助成事業	町		
		地域交通利用促進交付金交付事業	団体		
	(10) その他	地域内交通対策事業	団体		
		雪寒機器整備事業	町		

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

ライフラインである上下水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。

本町では上水道施設として簡易水道施設、専用水道及び営農用水施設が整備されており、水源池及び沈砂池の定期清掃を行っているほか、水源池の夏季の巡回点検を実施し、良質な水源の確保に努めています。

水道施設は老朽化への対応が課題となっており、道路整備事業などと連携し、老朽化した管路の更新を進めています。今後は、経営戦略及びアセットマネジメント計画に基づき、将来の水道施設の更新や維持管理を計画的に進めます。

② 消防

消防は、町民の生命や財産を火災をはじめとする災害から守るとともに、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制が求められています。

本町の消防・救急体制として陸別消防団、陸別消防署が組織されていますが、消防署にあっては、平成28年4月から、「とかち広域消防事務組合」として新たにスタートし、火災・救急における出動体制が変更となり、市町村の境界に関係なく最も近い消防署から現場に出動することになりました。陸別消防署においても出動範囲が拡大となり、これによる地域消防力の低下をさせることなく、より万全を期す体制を整え効率的な活動ができるよう進めていく必要があります。

一方、生活様式の多様化や少子高齢化の進行など社会情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の中核的存在である消防団員の確保が困難になっているなど消防力の低下が懸念されています。

今後においても、人材の育成、車両資機材等の計画的な整備や更新、また消防活動において重要な役割を担う消防団組織の充実についての取組を進める必要があります。

③ 防災

災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、町民自身の防災意識の高揚を図り、日頃から環境、福祉、教育など、様々な地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ的確にできる地域を目指すことが必要となります。

本町では、陸別町地域防災計画に基づき、国や道などの関係機関と協調しながら防災対策を進めており、防災訓練や災害時要配慮者と言われる高齢者や障がいのある人などの名簿を整備するとともに、備蓄計画に基づき食糧等の備蓄を計画的に進めています。また、過去に発生した大規模停電の経験から、発電機の確保も順次進めています。

緊急時の情報通信体制としては、町内に防災行政無線（愛の鐘）が整備されていま

すが、難聴地域に対する情報伝達手段について、本町の規模と地域性に合った検討が必要な状況です。

今後も自主的な防災の取組や組織づくりなどを進め、避難所の整備や災害時の対応などに対する町民への啓発、防災意識の向上に向けた取組の強化を図る必要があります。

④ 交通安全

交通事故件数は全国的に減少傾向にあります。子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しており、国は「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を通じてその対策を進めているところです。

このため、高齢化の急速な進行も勘案し、交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、運転免許証の自主返納への対応、危険箇所を中心とした安全対策を行うなど、交通安全対策全般にわたる一層の強化が必要です。

今後も、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故のないまちを目指す必要があります。

⑤ 下水道

生活排水処理施設は、陸別地区で公共下水道が整備されており、供用開始から約20年が経過しています。陸別町下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の計画的な維持管理を進めるとともに、平成31年3月には陸別町特定環境保全公共下水道事業経営戦略を策定し、中長期的視点に基づいて施設の維持管理と経営推進を行っているところです。

⑥ ごみ処理

地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。

こうした中、各種のリサイクル法が制定され、本町においても3R運動の取組を推進し、ごみの分別収集の推進や資源ごみ以外のごみや、粗大ごみ、事業所ごみの有料化により、ごみ資源の再資源化や減量化を図っています。

ごみの処理においては、平成31年4月から十勝圏複合事務組合が管理運営するくりりんセンターで資源ごみを除くごみを共同処理しています。また、資源ごみについては、足寄町の銀河クリーンセンターまたは、リサイクル業者で処理を行っています。

今後も、増加するごみを処理するだけの行政施策にとどまらず、町民、事業者、行政が一体となっておごみの分別や減量化、リサイクル等について取組を強化し、環境にやさしい地域社会を目指す必要があります。

⑦ し尿処理

し尿は現在、十勝圏複合事務組合において広域処理を行っていますが、老朽化した

中島処理場に替えて平成30年度より十勝川流域下水道浄化センターで汚泥等の共同処理を行っています。また、運搬経費削減のため一次貯留場所として足寄町の旧浄化センターを利用していますが、施設解体が迫っていることから運搬体制等の検討が必要になっています。

一方、公共下水道に伴う水洗化の普及等により、年々処理量が減少傾向にあります。未水洗化世帯や下水道区域外世帯のし尿処理及び浄化槽汚泥の処理を考慮すると、今後も、し尿等の収集運搬の果たす役割は大きいものとなっています。

⑧ 生活環境

町民が快適な環境で健康に生活するためには、生活排水や生産排水、農業排水による河川の汚染を防止し、公害のない社会をつくる必要があります。

また、環境美化、環境保護、保全に対する意識啓発や、ゴミの不法投棄などの監視体制の強化を図り、空き家の適正管理などにより生活環境を守ることが必要です。

消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、特殊詐欺や悪質商法などの新種のトラブルが発生しています。安全で安心な暮らしを守るために、国、道、警察、金融機関などと連携し、情報を共有しながら相談体制の充実を図るとともに、消費者の行動・意識の向上に向けた取組が必要となっています。

⑨ 住宅・住環境

住宅は、町民が安定した豊かな生活を営むために基盤となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素の一つでもあります。

令和3年3月末日現在、本町には町営住宅が合計で247戸整備されています。これらの公営住宅等は「陸別町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて建て替えと維持管理を行っています。人口減少に伴い、老朽化した住宅には空き家が増えている状況にあり、公営住宅の管理戸数の適正化に向けた取組が必要となっています。

これまで、本町へ定住を希望される方を入居の対象とする定住促進住宅、移住体験を促進する移住促進モデル住宅やちょっと暮らし住宅、本町に移住し就業する際、ほかに住宅がない方を入居の対象とする移住産業研修センターを整備し、移住促進対策としての住宅整備も行ってきました。

今後は、宅地造成や宅地、空き家に関する情報提供などを進めるほか、住宅取得に対する支援など、定住を促進するための快適な住環境づくりを進める必要があります。

(2) その対策

① 水道

安全で安定した水を供給できる水道施設の整備・更新を計画的に進めます。

I 将来にわたって安定的に水道事業を継続していくため、経営戦略及びアセットマネジメント計画に基づき整備・更新を行います。

II 水源域の点検や整備により、良質な水源の確保に努めます。

- Ⅲ 老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に推進し有収率の向上に努めます。
また、耐震管への更新など災害に強いインフラ整備を進めます。
- Ⅳ 受益者負担の適正化などによる水道事業の健全運営を推進します。

② 消防

職員・消防団員の技術向上や消防装備の充実など、時代に対応した消防体制の整備を図ります。

救急・救助業務に関しては、救急救命士の採用、救急体制の充実、町民への応急処置の知識普及に努め、より迅速な救急体制づくりに努めます。

- Ⅰ 消防署や水利施設・車輛・機器などの消防施設等の計画的な更新や整備を進めます。
- Ⅱ 広域的連携のもと、効果的な研修・訓練の実施による職員の資質の向上、人員の増強や施設・設備の計画的更新を図り、とちぎ広域消防局による常備消防・救急救助体制の充実を図ります。
- Ⅲ 効果的な研修・訓練の実施による団員の資質の向上、個人装備品の強化による安全管理の徹底及び団員の確保や施設・設備の計画的更新を図り、消防団の活性化を促進します。
- Ⅳ 町民の防火意識の向上を図るとともに、家庭や事業所等における火災への備えなど防火の取組の啓発を行います。
- Ⅴ 防火対象物などの立ち入り検査の実施や指導強化を図ります。また避難訓練・消火訓練の実施に対しての支援・協力を行います。
- Ⅵ 住宅用火災警報器の設置や更新、火災になりにくい家づくりに対する情報提供や普及啓発を実施するとともに、巡回体制を強化します。
- Ⅶ 高齢者や障がいのある人など、地域における要援護世帯の把握に努め、防火施設の確認や火災予防の普及を推進します。
- Ⅷ 町民によるAED（自動体外除細動器）の取り扱いを含めた応急手当が効果的に実施できるよう、講習会等を開催します。

③ 防災

安全上必要な河川改修の取組、森林の公益機能強化を進めるなかで、近年の気候変動の影響等による急激な変化による自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、減災と強靱化の視点をもって、災害が発生しにくい環境づくりを進めます。

災害から町民の生命と財産を守るため、地域の防災力を高め、地震や風水害などへの対応を強化します。

- Ⅰ 大雨等で被害が予想される河川などを事前に把握し安全対策を推進します。また、北海道管理の河川については、安全対策等について、必要に応じて要望していきます。
- Ⅱ 災害時の避難場所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、町民が所有する住宅や建物の耐震診断や耐震化に向けた啓発活動を推進します。

- Ⅲ 災害時の道路や電気・水道などのライフラインの迅速な復旧のために、民間の事業者との連携を図ります。
- Ⅳ 備蓄計画に基づき、災害時に必要となる資機材や食糧等の備蓄を計画的に進めます。
- Ⅴ 災害非常時に対応できる給水対策の強化を図ります。
- Ⅵ 定期的な防災訓練の実施や情報提供により町民の防災意識の向上を図ります。
- Ⅶ 災害時に行政と町民が担う責任と役割を明確にし、避難や早期復旧に対する迅速な対応のための体制整備の推進と、自主防災体制の構築に向け、関係機関との協議を進めます。
- Ⅷ 高齢者や障がいのある人など、地域における要配慮者の把握に努め、安否確認や避難支援体制を整えます。
- Ⅸ 災害発生時に、防災行政無線や緊急速報メール等、多様な通信手段を活用し、町民へ正確な情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を図ります。
- Ⅹ 危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や適正管理、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

④ 交通安全

交通安全に対する町民一人ひとりの意識を向上させるとともに、効果的な交通安全施設の整備拡充に努め、安全で円滑な交通環境の確保を目指します。

- Ⅰ 警察や交通安全協会、交通安全指導員会等の関係機関・団体との連携のもと、子どもから高齢者まで、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚を図るとともに、町ぐるみの交通安全運動を促進します。
- Ⅱ 高齢者に対する運転免許証の自主返納を促すため、移動手段の確保に対する支援を検討します。
- Ⅲ 高齢運転者の交通事故の防止と事故時の被害軽減を目的として、自動車等への安全運転支援装置の設置を促進します。
- Ⅳ 交通規制標識・夜間照明・信号機の積極的な設置・設置要請や警戒看板の設置により交通の安全を確保します。
- Ⅴ 学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機の設置、また、高齢者や障がい者・健常者を問わず、誰もが安心して歩行できる環境をつくります。

⑤ 下水道

快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、公共下水道施設の整備・更新を計画的に進めます。

- Ⅰ 将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため、経営戦略及びストックマネジメント計画に基づき、整備・更新を行います。
- Ⅱ 定期的な点検をはじめ、経年劣化等を踏まえた施設・設備の修繕や更新を計画的・効率的に推進し、適正管理に努めます。

⑥ ごみ処理

循環型社会の構築に向けた意識の啓発を図り、町民、事業者、行政の協働により、省資源化の取組を推進します。

廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

I 広報紙や学校教育・生涯学習の中で、町民一人ひとりがごみを減らす意識を高めるために意識啓発を進めるとともに、正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。

II 不用品の交換や修理など、リユース・リサイクルに対する知識の普及と啓発活動を促進します。

III 広域的連携のもと、焼却施設やリサイクル施設をはじめとする新たなごみ処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努めます。

⑦ し尿処理

市街地における、下水道整備が終了しているものの、整備区域外の上水、浄化槽の処理が必要であり、十勝環境複合事務組合で行っているし尿処理を引き続き実施します。また、下水道区域外での合併浄化槽の普及促進を進めます。

⑧ 生活環境

生活環境に対する意識の高揚と指導を進め、公害の未然防止、健康で快適な生活を営めるよう環境の保持に努めます。

I 日常生活や生産活動において、環境保持に配慮した行動を心掛けるよう意識の高揚を図ります。

II 北海道等関係機関や各種団体との連携を進め、施設の改善等公害防止のための指導に努めます。

III 酪農等による生産排水処理施設の整備と生産の場の環境美化に努めます。

IV 不快害虫の駆除、除草、空き家や不用建物の解体など、生活環境を守るための必要な対策を町民と協働により実施します。

V 安全で安心な消費生活の実現のため、年代にあった消費者教育を実施するとともに、消費者問題に関する情報や被害時の対処法など情報提供を行います。

VI 北海道消費生活センターや警察などと連携を強化し、消費者問題に対し、迅速な対応が取れるよう、相談窓口の充実を図ります。

⑨ 住宅・住環境

豊かな緑や美しい水等の恵まれた自然環境を活かしつつ、便利で快適な住環境の確保に努めます。

高齢社会の到来、空き家の増加、大規模災害の発生に対応した住宅施策について、総合的な検討を進め、民間事業者の活用を視野に入れつつ時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。

- I 陸別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅など公的な住宅の改善等を進め、良質な住宅ストックの確保を図るとともに、計画的に屋根・外壁の塗替等の維持補修を進めます。
- II 民間事業者による町内への賃貸住宅の建設を促進し、住環境の充実に努めます。
- III 空き家を住宅として利活用するための情報収集・情報提供に取り組みます。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	地方公営企業法適化事業	町		
		簡易水道配水管支障移転事業	町		
		簡易水道配水管整備事業 (布設替)	町		
		簡易水道配水管整備事業 (新設)	町		
		簡易水道施設整備事業	町		
		その他	小利別地区専用水道機器更新事業 (団体営)	町	
			道営畑総事業 第2上陸別地区	道	
			第2上陸別地区支線配水管整備事業	町	
			上陸別地区営農用水機器更新事業	町	
			トラリ地区営農用水施設整備事業	町	
			銀河の森専用水道配水管整備事業 (布設替)	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道				
		地方公営企業法適化事業	町		
		特定環境保全公共下水道事業	町		
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設				
		中間処理施設整備事業	組合		
	(5)消防施設	消防用自動車購入事業	町・ 組合		
		消火栓整備事業	町		
		消防デジタル無線・高機能消防指令センター 更新事業	組合		
		消防施設改修事業	町		
(6)公営住宅	公営住宅ストック改善事業	町			
	公営住宅等整備事業	町			
	特定公共賃貸住宅整備事業	町			
	改良住宅整備事業	町			

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業			
	環境	景観形成事業補助事業	町	
	防災・防犯	交通安全対策事業	団体	
		防災訓練実施事業	町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て支援と母子保健の充実

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すための仕組みとして平成27年4月に施行されました。

本町では、陸別保育所における保育サービスだけでなく、学童保育や子育て支援センターなど様々な形で子育て支援を進めるとともに、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、0歳から高校生までを対象とした子ども医療助成事業をはじめ、出産子育て支援祝金事業や学校給食費の全額助成など様々な経済的支援を行っています。

しかし、陸別保育所は2歳児からの受け入れとなっており、保育ママ助成等を行っているものの、0～1歳児の保育環境に課題がある状況です。また、学童保育の利用が増えていることから指導員不足が恒常化しつつあり、人材の確保が課題となっています。

今後も、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要があります。

② 高齢者支援の充実

我が国では、人口に占める高齢者の割合が急速に増加しているため、団魂の世代が75歳以上となる令和7年をめどに、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した取組を進めています。

本町は高齢化率が40%に近く、特に75歳以上の後期高齢者の比率が道内66位（令和2年1月1日現在）と高い状況にあり、これまで陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、診療所などの関係機関と連携しながら高齢者支援にあたってきました。

今後、認知症高齢者の増加や単身高齢者・高齢世帯の増加により保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者支援施策全般の充実が重要な課題となっています。

特に、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくための地域福祉体制の強化が求められているほか、若いうちから良好な食習慣や運動習慣を身につけ生活習慣病を予防していくことや、趣味をもち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての町民が介護予防意識をもち、実践することができる環境づくりも重要です。

今後は、高齢者ニーズに沿った生きがいづくりや健康づくりの推進、介護予防事業の充実、高齢者が主体的に活動できる場の創設、地域での見守り・支え合い活動の推進を図っていく必要があります。

③ 障がい者支援の充実

近年の国の障がい者関係法整備や障害者権利条約の批准などの中で、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的配慮の提供など、障がいの有無にかかわらず、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取組が進められてきました。

そうした一連の国による法整備の中で、各市町村では、障がいのある人が、自らの生まれた土地、望んだ土地で暮らし続けることができる社会・地域づくりが求められています。そのためには数ある社会的障害を、除去・軽減するための取組が必要となります。

みどりの園や、とまむ園をはじめとする障がい者施設がある本町では、文化活動やスポーツ・レクリエーションなどを通じ、日常的に健常者と障がい者が交流する機会が多くあります。また、町内では、障がい者が製造した加工品の販売も進められ、障がい者の社会参加も進められています。

これまでの取組において、地域に根付いたあたたかな志をより高めながら、就労の場の確保をはじめ障がい者が地域社会の中で受け込み、ともに暮らせる環境を一層整備することが大切です。

④ 地域福祉の充実

これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められており、厚生労働省では、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、今後部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

本町では、社会福祉協議会が町民の社会福祉全般に関する様々なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担っているほか、自治会による小地域ネットワークや各種福祉団体等が連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。

また、平成26年度から地域ケア会議の整備に向けて各種会議の再編成を図り、「高齢者サービス調整会議」「地域包括ケアシステム推進会議」を展開させ、地域課題の共有や具体策の協議を行い、本町にあった地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます複雑・多様化することが予想されるため、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりをさらに進めていく必要があります。

⑤ 健康づくりの充実

少子化が進行する一方で、平均寿命の伸びにより2025年には我が国では65歳以上の

高齢者数は3,657万人となり、人口の3割を超えることが予測されています。

そのため、生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。

本町では、平成27年3月に「健康日本21りくべつ（第2次）」を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活習慣の改善、こころの健康のそれぞれに関して健康づくりに関する事業を推進しています。

特定健診受診では疾病の発症予防・重症化予防に向けて町独自で健診項目を追加しているほか、平成28年度から管理栄養士を配置し、糖尿病や慢性腎臓病など食事が大きく関わる疾患への対応を進めてきたところです。

また、健診・検診の受けやすい環境づくりに努めており、高受診率を維持しておりますが、今後においても健診・検診のより受けやすい体制の整備や未受診者対策を進めていきます。

これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域と行政が一体となった健康に取り組みやすい環境づくりが必要です。

（2）その対策

① 子育て支援と母子保健の充実

子どもが、健やかに成長するためには、こころと体の健康を保つことが必要です。母子の健康診査や相談体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

家庭、学校、地域、関連機関、行政が一体となった子育て支援体制の整備を図るとともに、次代を担う子どもを安心して出産し、子育てができる環境を整備するため、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

- I 関係機関との連携のもと、乳幼児健康診査をはじめ、育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の一層の充実を図ります。
- II 予防接種の適正実施のために、予防接種の推進と適正時期の接種が受けられるように、利便性の向上を図ります。
- III 食習慣や歯の健康などをはじめとする生活習慣を、幼少の時期から確立できるように健康教育の充実を図ります。また、事故予防に対する啓蒙・教育活動を進めます。
- IV 妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるように指導や健康教育、相談体制の充実を図ります。
- V 就労形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応し、保育所における保育サービスの充実を図ります。
- VI 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を行います。
- VII 子育て支援センター相談窓口の充実を図り、育児に対する不安の解消や情報の共有を促し、誰もが気軽に利用できる、子育て広場における親子の交流を図ります。

- VIII 就労体系などの生活環境や子育て環境に適応した、サービスの充実を図ります。
- IX 保護者が安心して就労や介護等ができるよう、また、児童が健全に育成されるよう、保育サービスの充実を図ります。
- X 地域における子育てを進めるため、育児サークル団体と連携した推進体制づくりを進めます。
- XI 児童や生徒が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、関連部門との連携のもと、食育を推進します。
- XII 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化への対応、子ども医療助成事業、給食費助成子育て支援事業、出産子育て支援祝金などの経済的支援を継続します。
- XIII 関係機関との連携のもと、ひとり親家庭の自立支援や児童虐待の防止・早期発見や対応強化など、支援が必要な子どもと家庭への情報提供の充実やきめ細かな対応に努めます。

② 高齢者福祉の充実

保健・医療・福祉との連携強化を図るとともに、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりを進めます。また、住み慣れた地域で暮らしていくための福祉サービスの充実を図ります。

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。

- I 高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きした生活を送ることができるように、適正な介護予防プランの作成及び相談・支援や各種保健・健康教室を開催します。
- II 高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、介護保険サービスに基づく在宅サービスや施設サービスの充実を図ります。
- III 高齢者や家族が、地域で安心して生活し続けるための、相談体制の整備を進めます。
- IV 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者のため生活支援サービスの充実に努めます。
- V 高齢者向けサービスを支える施設の確保と適正な維持管理に努めます。
- VI 高齢者が安全・安心な生活を送るために、日頃から近所や地域における見守り体制を構築し活動の充実を図ります。また、緊急通報装置の設置推進により高齢者の安否確認体制の確保を進めます。
- VII 認知症やその対応に関する知識の啓発と、認知症サポーターの養成・活用に努めます。
- VIII 認知症の早期発見・重度化防止を図るとともに、当事者が適切な介護サービスを受けられるよう、医療機関や関係機関の連携を図ります。
- IX 高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブ等への支援を行います。
- X 高齢者がまちづくりなどへ参加しやすくなるような環境整備やサポート体制の充実に努めます。

XI 高齢者が持つ知識や経験を活かす機会を拡充するため、高齢者就労センターの運営に対するサポートを行います。

③ 障がい者支援の充実

町民並びに町内の団体及び事業者が障がいに対する理解を共有し、障がいの有無にかかわらずすべての人が地域で自立し、安心して暮らすことができる環境整備を推進します。

障がいのある人が地域において生活するための支援や、就労に対する教育を進めるとともに、保健・福祉の連携した在宅支援体制の充実を図っていきます。

I 障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るため、広報・啓発活動や交流事業を推進します。

II 地域社会で障がい者がともに生活できる環境整備を進めるため、障がい者に対する差別の解消と合理的配慮の周知・啓発を図ります。

III 町民と障がい者が交流する機会の充実に向けた検討を進めます。

IV 町と障害者相談員や相談支援事業者等関係機関との連携により、相談体制の充実を図ります。

V 北海道が推進するワンストップでの相談支援を実現するため、地域づくりコーディネーターとの連携を図り、相談支援ネットワークの構築に努めます。

VI 十勝東北部障害者自立支援協議会及び十勝障がい者総合相談支援センターと連携し、さらなる活用を進めます。

VII 社会福祉法人北勝光生会や関係機関と連携して障がい者福祉施設の施設・設備機能の整備を進めるとともに、障がい者福祉に対する支援・協力体制を強化します。

VIII 地域で自立した生活をするための就労教育や支援を積極的に進めます。

IX 公共交通機関等を用いた自力での移動が困難な方を対象とした医療機関等への移送サービス事業の継続に努めます。

X 児童巡回相談や言語聴覚士の活用により、適切な時期に療育が開始できるよう努めます。

XI 子ども発達支援センターを設置し、心身の発達に心配のある子ども等に対する地域支援体制の構築を目指します。

④ 地域福祉の充実

子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関係なく、住み慣れた地域でともに支え合い助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

保健・医療・福祉・教育との連携を図りながら、地域福祉を推進する体制づくりに努めるとともに、町民の意識啓発を進めつつ、町民の積極的な活動参加を促していきます。

I 社会福祉協議会を核とした地域の福祉ネットワークの充実を図り、各種福祉活動の一層の活発化を促進します。

II 保健・医療・福祉におけるそれぞれの調整機能を高め、役割分担や連携により適

切なサービスを提供する体制の充実を図ります。

- Ⅲ 地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、町民の福祉意識の高揚を図ります。
- Ⅳ ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯に対する声掛けや除雪など、町民レベルによる福祉活動を推進します。
- Ⅴ 福祉教育の充実により、学校での教育や生涯学習の中で、思いやりのある福祉活動に触れる機会をつくります。生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会と連携して、つながり、支え合う地域づくりを進めます。
- Ⅵ 生活保護世帯をはじめ、経済的に公的な援助が必要な世帯に対する支援を行うとともに、国や道が行っている支援事業についての情報提供を行います。

⑤ 健康づくりの充実

保健センターを拠点に、保健・医療・福祉・教育と連携した健康診査、健康相談・指導を推進し、町民自身による健康づくりを推進します。

- I 広報紙による啓発活動や各種団体への健康講話、健康相談、イベント等を通じ、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。
- II 健康的な生活習慣を身につけられるよう、地域全体が連携した健康づくりを進めます。
- III 健康についての知識の普及・啓発のために健康運動指導士や歯科衛生士などの、専門的な知識を持つ人材の確保と起用に努めます。
- IV 生活習慣病の予防のために、健診や保健指導を強化し、食生活の改善・運動の習慣などの指導・支援を行います。
- V 各種健診の機会の提供や受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の見直しを促します。
- VI あらゆる機会を利用し、特定保健指導、健康教育、健康相談など、健診事後の支援を行います。
- VII 結核や麻疹、インフルエンザなどの感染症予防のため、適切な年齢・時期に予防接種を実施します。
- VIII 感染症を身近なものとして捉え、感染症予防のための知識を町民に広め、町民の健康を守ります。
- IX こころの健康について、正しい知識の普及と早期に相談機関を利用するための周知・啓発を行います。
- X 地域におけるネットワークの強化を推進し、困難な状況にある町民や生きづらさを感じている町民の自殺を未然に防ぐための取組を推進します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1) 児童福祉施設 保育所	陸別保育所改修事業	町	
	(3) 高齢者福祉施 設 老人ホーム	特別養護老人ホーム建替事業	法人	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	出産子育て支援祝い金事業	町	
		給食費助成子育て支援事業	町	
		乳幼児紙おむつ用ゴミ袋支給事業	町	
		保育ママ利用助成事業	町	
		地域子育て支援拠点事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
	高齢者・障害者福 祉	交通費助成事業	町	
		生きがいホーム通所事業	町	
	その他	産婦健診・産後ケア事業	町	
		特定不妊治療費助成事業	町	
		不育治療費助成事業	町	
		妊婦交通費助成事業	町	
	(9) その他	福祉バス購入事業	町	
		デイサービス運営費補助事業	法人	
		介護用品支給事業	町	
		介護予防・日常生活支援総合事業運営費補助 事業	町	
		介護職員資格取得助成事業	町	
		社会福祉活動支援事業	団体	
		児童施設通所事業	町	
		老人クラブ活動支援事業	団体	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、内科・小児科・外科を診療科目とした町立の国保関寛斎診療所と歯科診療所があり、国保関寛斎診療所では週に1度の夜間診療や在宅医療など、地域に密着した診療体制を進めています。

救急医療については、診療所で時間外の診療を行っているほか、帯広市急病テレホンセンターが救命医療のスムーズな連絡体制の確保に役立っています。また、市立釧路総合病院を基地病院とする道東ドクターヘリの運航により、重症患者移送等の救急医療体制が構築されています。

本町ではこれまで医師の確保や医療機器の整備等を行い、診療所の充実を図ってきましたが、高齢化や生活習慣病など疾病構造の変化による医療需要の多様化、高度化、専門化などで医療を取り巻く環境は大きく変化しており、今後とも診療所の果たす役割は大きく、さらなる充実が求められています。

医療に対する関心が高まる中、施設や人材など様々な面の充実を図るとともに、保健や広域の医療機関との連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境を築く必要があります。

(2) その対策

保健・福祉と連携したサービスの提供と、医療機器の整備事業等を通じて町内医療体制の充実を図ります。

また、休日・夜間の救急体制や救急搬送体制、広域医療圏による連携、医薬分業など、関係機関との連携強化に努めます。

I 医療機器の更新など、施設・設備の充実を計画的に進めるとともに、経営の効率化や患者数の増加に向けた取組により健全経営を推進し、診療所の一層の充実に努めます。

II 医師2名体制の確保、看護師や専門的職員の確保や勤務環境の改善を進めます。

III 高齢化の進展に伴う医療需要への対応を図るため、町内医療機関や十勝医療圏域の自治体などと連携を図りながら、良質な医療サービスの提供を目指します。

VI 医療機関相互の情報共有、介護の支援、患者間のコミュニケーションなど、ICT技術を活用した医療の実施に向け、関係機関と協議検討を進めます。

V 関係医療機関との連携強化による休日・夜間の救急体制を充実していきます。

VI 重症患者の医療の確保のための圏域内病院と連携を図るほか、道東ドクターヘリをはじめとする救急患者移送体制の充実に努めます。

VII 広域的連携のもと、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。

VIII 医療費適正化に関する取組を推進し、医療費の抑制を図るとともに、関連部門の連携による収納対策の実施を継続し、収納率のさらなる向上に努めます。

IX 国の制度改革の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取組を推進します。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所			
		医療機器等整備事業	町	
		診療所改修事業	町	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	その他	患者移送サービス事業	団体	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

子どもたちが、生きる力を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きくなっています。

本町では、家庭、学校、地域との連携を推進し、「家庭は温かく」、「学校は楽しく」、「地域は明るく」を合い言葉に、「陸別の子は陸別で育てる」を主体に町ぐるみで育む活動を進めてきました。

令和元年度からは陸別小学校と陸別中学校が併設型小中一貫校として新たに小中一貫教育をスタートし、地域とともに学校運営を進めるため、「陸別町学校運営協議会」を設置しました。今後は「陸別町地域学校協働本部」の設置により地域住民が学校を支援するための体制づくりを進めます。

そのような中、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指した新学習指導要領が、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施されることになりました。

今後は、これらを踏まえた教育行政の推進が求められ、本町の教育資源を十分に活かしながら、子どもたちが未来社会を切り拓く資質・能力を育成するためのきめ細かな教育活動を進めていく必要があります。

② 生涯学習

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められています。

本町では、公民館や保健センターなどを拠点とした生涯学習活動を進めていますが、少子高齢化や人口減少が進む中、各種活動への参加者の減少や固定化、指導者不足といった状況にあります。

また、社会・経済情勢の変化に伴ってますます多様化する町民の学習ニーズに的確に伝えていくため、様々な世代を対象としたアンケート調査を実施し、生涯学習プログラムの充実に努めているところです。

ライフステージに応じて「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実に努めるとともに、本町を取り巻く森林や川、畑、星空、しばれなどの自然環境を最大限に利用した生涯学習の実施により、町に対する誇りを持つ人づくりが求められています。

③ 生涯スポーツ

スポーツは、健康の維持・増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域の連帯を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町では、スポーツ団体が積極的に活動するための支援を実施するとともに、カ

ーリング、フローリングなど、誰もが親しむことができる軽スポーツにも取り組んできました。

しかしながら、近年は人口減少の影響によりスポーツ人口も減少がみられるほか地域における指導者の確保も難しくなっています。さらに、スポーツ施設の老朽化が進んできており、その対策が急務となっています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたって誰もがいつでもスポーツに親しむことができるよう、各スポーツ団体の指導者の育成及び加入者の増加に向けた支援が一層求められています。

(2) その対策

① 学校教育

国際化、情報化、環境問題等の社会変化に柔軟に対応できる教育内容や指導体制の充実に努めるとともに、教育施設や設備の整備により教育環境の充実に努めます。

体験学習や社会活動への参加など地域特性を活かした教育、児童・生徒が自ら学ぶ意欲を高め、個性や能力に応じた教育を進めていきます。

- I 社会で生きる力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、外国語教育や情報教育の充実など新たな教育内容への対応を行い、社会の変化に対応する教育を推進します。
- II 豊かな心の育成に向け、道徳教育、ふるさと教育の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー等を活用したいじめや不登校などの心の問題に関する相談・指導等の充実に努めます。
- III 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育の充実に取り組めます。
- IV 発達障がい等の特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育体制を整えるために地域療育センターや児童相談所、病院などの関係機関との連携を図ります。
- V カナダ・ラコーム市との友好関係の発展により、国際理解教育の充実に努めます。
- VI 英語指導助手を活用した授業を中学校及び小学校等で展開し、英語による会話・コミュニケーション能力の向上と英語圏の文化や価値観についての理解を深めます。
- VII 安全・安心な給食を安定的に提供していくことを第一に進め、地場産品の活用に努めるとともに食物アレルギーを持つ子どもに対しては個別の対応を行います。
- VIII 小中一貫教育を通じて、9年間を見通した一貫性・継続性のある指導を推進し、学力の定着、豊かな人間性と社会性の育成、ふるさと教育の充実に努めます。
- IX 陸別町学校運営協議会及び陸別町地域学校協働本部の充実に努め、開かれた信頼される学校づくりを推進します。
- X 子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。
- XI 情報教育のためのコンピュータの更新など、教育内容の充実に即した設備や教

材・教具の整備を図ります。

- XII 学校内における危機管理体制や防犯システムなどの環境整備を図ります。
- XIII 教職員住宅の整備など、教職員の福利厚生の実現を図ります。また、教職員の資質向上のために研修機会の提供に努めます。
- XIV スクールバスの安全な運行と車両の計画的な更新を図ります。
- XV 登下校時の安全確保や、自己防衛意識の高揚を図るための安全教育を実施します。また、地域で子どもたちを守る取組を実施します。
- XVI 高校や専門学校、大学進学者に対する奨学金制度による修学支援を引き続き行います。

② 生涯学習

学習機会の提供などにより、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指します。また、陸別の特色や町民の情報・知識・技術などを最大限に活用した生涯学習を進めます。

- I 関係各課や生涯学習ボランティア・各種サークルなどと連携し、生涯学習の推進や推進体制の整備を計画的に進めます。
- II 町民の自主的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を活かす機会の充実を目指します。また、他市町村との交流や研修事業への参加に対する支援を行います。
- III 町民が求めている学習メニューの実施のために関係機関・関係各課と連携してニーズの把握に努めます。また、陸別町の特色を活かした学習メニューの実施を目指します。
- IV 町民に対し、ホームページや広報紙、社会教育ニュース「プラザ」を通じて生涯学習に関する情報の提供を行い、学習機会の拡大を図ります。
- V 町民の情報・知識・技術などを活かした指導体制の充実により、幅広い生涯学習への対応を図ります。
- VI 広域的な指導者ネットワークの形成により指導者の確保に努めます。
- VII 多様化する学習ニーズに対応するため、公民館、図書室など既存の学習施設のほか保健センターなどの効率的な利用を図るとともに、利便性の向上を図ります。
- VIII 小中学校向けの推薦図書の購入等により、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の充実に努めます。
- IX 陸別町社会教育計画に基づき、社会の変化に対応した社会教育の充実を図ります。

③ 生涯スポーツ

良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設等の計画的な維持管理を推進します。

子どもから高齢者まで町民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。

- I 町民がスポーツに触れる機会の拡大を図るため、町民向けのスポーツ教室の開催やスポーツ大会の開催に対する支援を行います。

- Ⅱ 町民が気軽に健康・体力づくりを目的に取り組むことができるようなスポーツの振興を図るとともにスポーツに関する情報の提供を行います。
- Ⅲ 自主的に活動しているスポーツ少年団やスポーツ団体への支援を行います。また、団体間の連携や情報交換の機会づくりに努めます。
- Ⅳ 審判講習会や指導者講習会参加者に対し参加経費の助成を継続するとともに、長期的な展望を持った、各種スポーツ指導者の発掘・育成に努めます。
- Ⅴ 利用ニーズや老朽化の状況等を踏まえ、各種スポーツ施設の整備充実を「陸別町教育施設長寿命化計画」に基づき計画的に進めます。
- Ⅵ スポーツ施設の利用について、競技者間の連携や情報の共有により有効に活用します。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	屋内運動場	中学校体育館 LED 改修事業	町	
	教職員住宅	教員住宅整備事業	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新事業	町	
	給食施設	給食センター施設・設備等整備事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館備品・図書整備事業	町	
	集会施設	新町交流館建設事業	町	
	体育施設	社会体育施設改修事業	町	
		町民水泳プール建設事業	町	
	その他	タウンホール設備改修事業	町	
	(4) 過疎地域持続発展特別事業			
	義務教育	副読本作成事業	町	
	(5) その他	ジュニアリーダー養成講習会参加事業	町	
		小中一貫教育推進委員会事業	団体	
		スポーツ少年団活動推進事業	団体	
		スポーツ教室・大会開催事業	町	
		スポーツ大会等参加事業	町	
		学習支援事業	町	
		地域学校協働活動事業	町	
	社会教育推進事業	町		
	社会体育活動推進事業	団体		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		町民スポーツレク大会運営事業	団体	
		総合的な学習推進事業	団体	
		英語指導助手招へい事業	町	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口減少や価値観の多様化等により、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化していると言われていています。地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に向けて、地域と行政がともに考え、取り組んでいくことが必要となっています。また、地域の活性化や課題解決にあたっては、それぞれの地域の特性や実情に応じた柔軟な対応が求められています。

地域づくりにおいては、地域活動の最小単位である自治会活動の充実が欠かせませんが、人口の減少により活動が困難な地域が出てきており、自治会の再編が徐々に進んできています。

今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となりますが、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を今後も継続していくことが必要です。

(2) その対策

地域と行政が相互に連携し、良きパートナーとして、地域の課題の発見や解決に取り組むことを通じて、地域力を高めていきます。

I コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供等を行い、町民のコミュニティ意識の高揚に努めます。

II 地域住民の自主的な活動を促進し、活力ある自治会運営が行えるよう、支援を行います。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備			
		自治会活動等促進交付金事業	団体	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 芸術・文化活動

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本町では、文化協会加盟団体を中心に文化芸術活動が行われており、陸別町文化祭は文化団体の発表の場として長く続けられています。

また、質の高い芸術文化の提供を目的とした「ふるさと劇場」や「あかえぞ文藝舎」による町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など、町民による活発な文化活動が進められています。

一方、人口減少や高齢化などにより活動の縮小や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、町民の文化活動の拠点として重要な役割を果たすタウンホールは建設から30年経過し、ホール機材の劣化が進んでいる状況です。

今後は、町民の関心を高めながら、地域の歴史に根付いた文化を継承するとともに、誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、活動成果を発表できる環境を維持していく必要があります。

② 文化財保護

文化財は町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

本町の文化財は、国指定史跡ユクエピラチャシ跡や町指定文化財、郷土資料など恵まれた環境にあります。

陸別開拓の祖、関寛齋については、「関寛翁顕彰会」による研究や交流が行われており、この先人が残した、すばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が、活発に行われています。

今後の文化財保護の推進に向けて、埋蔵文化財調査を進めながら国指定史跡ユクエピラチャシ跡の歴史に接する環境づくりや関寛齋資料館の充実を図り、町に残された文化財などの保存や活用を進める必要があります。

また、広報や教育分野などを通じ、町の歴史や文化を町民に伝えていくことが求められています。

(2) その対策

① 芸術・文化活動

町民の文化活動への参加を促進し、芸術文化への町民の関心を高めるとともに、文化活動を行う環境の維持管理を行います。

I 各種文化団体・サークルの活動に対して支援を行うとともに、発表や活動の場を

提供します。また、広報紙などを通じて、町民に対する各種団体活動の情報提供を行います。

Ⅱ 町民への芸術鑑賞の機会提供、文化活動による地域活性化を促進するため、ふるさと劇場への支援を継続します。

Ⅲ 町民の文化芸術活動の核となるタウンホールや公民館の維持管理を行い、必要に応じた設備等の整備を検討していきます。

② 文化財保護

陸別の歴史や文化を次世代に伝えるために、文化財の保護・活用を進めます。

I 開発行為と文化財保護の調整を行い、文化財保護法に基づく事前協議や必要な調査を適切に行います。

Ⅱ 「関寛齋資料館」を核として、関寛齋関係の遺跡整備の充実を図ります。また、引き続き「関寛翁顕彰会」の活動を支援します。

Ⅲ 史跡ユクエピラチャシ跡の活用を進めるとともに、十勝・道東地域の史跡活用、アイヌ文化の理解、世界遺産登録に向けた活動等に積極的に協力していきます。

Ⅳ 収蔵展示化した陸別町郷土資料室の郷土資料の活用については、町民見学会等を積極的に実施し、郷土学習の一つとして位置付けます。

V 町指定文化財である斗満遺跡出土の大型石器の特別展示を行うなど、埋蔵文化財全般の活用を計画し、文化財に対する理解を深めるための活動を推進します。

Ⅵ 文化財保護団体の育成を進めるとともに、学校教育や社会教育における郷土資料や人材の活用を進めます。

Ⅶ 史跡ユクエピラチャシ跡保存整備事業で実施した「住民参加型の史跡整備」方針を拡張・継続実施し、親しみやすい文化財を目指します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興 (3) その他	文化芸術鑑賞事業	団体	
		関寛齋資料館管理事業	町	
		史跡周知・活用・維持管理事業	町	
		あかえぞ発刊支援事業	団体	
		文化祭開催事業	団体	
	文化団体活動推進事業	団体		

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

日本国内ではエネルギー供給の大半を化石燃料が占めており、地球規模での持続可能な社会の形成に向け、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの積極的な活用が求められています。

(2) その対策

再生可能エネルギーを活用した循環型のまちづくりに向けて、家畜排せつ物を活用したバイオガスプラントを建設するとともに、家畜ふん尿の適正な処理と消化液などの有効活用を推進します。

陸別町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む）への太陽光発電の導入促進を図るため太陽光発電システムの設置補助を引き続き行います。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エ ネルギー利用施 設	バイオガスプラント建設事業	法人	
	(3) その他	太陽光発電設置事業	町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 国際交流

グローバル化やインターネットの普及に伴い、外国人との交流が容易になっており、様々な分野で国際感覚が求められています。

カナダ・ラコーム市と友好姉妹提携を結び、中学生など町民の海外研修を行い、人的交流を進めています。また、社会教育における英語教室など、教育環境の中でも積極的に展開してきました。

今後も農業や介護事業などにおける外国人労働者の受入が予想され、その受け入れ体制づくりが求められています。

② 地域イメージの形成

地域イメージの形成は町の個性を高め、この地に住む魅力を共通理解するために大切な方法です。このイメージは町外からの知名度を高め、町民が町の魅力を再確認し、住むことを誇りに思うきっかけをつくります。

「日本一寒い町」「星空の町」を前面に出したまちづくりを進め、町外からも認識されるイメージがあります。地域の産業や町民の誇りにつながる事業として取り組んでいくことが重要です。

③ 行政経営の推進

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められています。

また、地方公務員法等の改正により能力本位の任用制度や人事評価制度などが地方公共団体に義務付けられ、人事評価制度の実効性を高め、職員の資質・能力の向上を図るとともに、複雑・多様化する行政課題に対して町民や関連団体との対話を深め、ともに考え、行動できる職員の育成が求められています。

本町では、これまで簡素で効率的な行財政運営を行うため組織機構の見直しなど行財政運営の改善に向けた取組を進めてきました。これから生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や少子高齢化の進展による扶助費等の増加が予測されるとともに、公共施設の老朽化により、更新時期の集中が近い将来に見込まれていることから、今後の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。

こうした中、多様化する町民ニーズに的確に対応し、町民サービスをさらに向上させるためには、安定した財政基盤のもと最小の経費で最大の効果をあげる組織づくりに努めるとともに、地方公会計制度を推進し、行政経営マネジメントの強化を図る必要があります。また、人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化を見据えながら、公共施設の維持管理や更新、統廃合による適正配置等の計画的な推進により、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

(2) その対策

① 国際交流

国内のほかの地域や国際的な交流の機会を拡大し、異なる文化や人とのふれあいとつながりを通じて魅力あるまちづくりを進めます。

- I カナダ・ラコーム市との相互交流の促進を図るとともに、引き続き中学生等の派遣事業を実施し、友好関係の促進を図ります。
- II 陸別町内に居住する農業研修生などと町民との交流機会を創出します。また、陸別町の産業における外国人研修生や外国人労働者の受け入れ体制づくりの検討を進めます。
- III 国際化に対応した人材の育成のため、学校教育や社会教育の中で国際化に対する教室を実施します。

② 地域イメージの形成

「日本一寒い町」「星空の町」をキャッチフレーズとしたまちづくりを継続的に進めながら、町民・行政が一体となって誰もが認識する陸別らしいイメージとして定着させていきます。

- I 寒さを活かしたまちづくりに向けて、しばれフェスティバルなどのイベントを実施し、寒地ならではの観光振興を進めます。
- II しばれ技術開発研究所による寒さを利用した技術の開発などの支援を積極的に進めるとともに、陸別町の気候を有効活用できる企業の誘致に努めます。

③ 行政経営の推進

計画的な行政運営を図るとともに、時代に対応した行政機構の整備や事務事業の改善を進め、質の高い行政サービスを提供していきます。

健全で透明な財政運営を堅持しつつ、事業効果を重視した予算編成体制や町有財産の有効活用、財源の確保などに努めます。

- I 事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員研修による職員の資質の向上などを進め、より良いまちづくりと質の高い町民サービスを提供するための組織づくりを進めます。
- II 施策・事務事業の成果の検証と見直しに基づく行政経営マネジメントを推進します。
- III 地方公会計制度改革への適切な対応を図るとともに、地方公会計を推進・活用することにより、さらなる財政の健全化に向けた取組を進めます。
- IV 中長期的な視点に立った健全で計画的な財政運営に努めることにより、将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築します。
- V 適正かつ公平な課税を行うとともに、収納率の向上に努めます。
- VI 町の財政状況を町民と共有するため、広報紙などで広くわかりやすく情報の提供を行います。

Ⅶ 多様化する町民ニーズの把握に努めるとともに、窓口サービスの充実やICTを活用した新たなサービスの展開等により、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

Ⅷ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、施設の適正配置等を実現するため、公共施設マネジメントの取組を進めます。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		まちづくり事業補助事業	町	
		冒険体感inとうきょう開催事業	団体	
		魅力・体感inふるさと開催事業（仮称）	町	
		中学生等海外研修派遣事業	町	
		しばれ技術開発研究事業	団体	

計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定 住・地域間交流 の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 地域間交流				
		移住交流対策事業	町		
		交流人口対策事業	団体		
		リ・クリエーションサマーinりくべつ開催事業	団体	【将来に渡る効果】 小学生等が参加する イベントであり将来 に渡り、陸別町との 交流が継続すること が見込まれる。	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業				
		第1次産業			
		酪農ヘルパー事業	法人		
		畜産バイオガス事業	法人		
		豊かな森づくり推進事業	町		
		民有林造林促進事業	町		
		商工業・6次産業化	小規模企業等振興事業	町	
			プレミアム商品券発行推進事業	団体	【将来に渡る効果】 町内消費を継続的に 促すことで、将来に 渡り、町内事業者の 支援となる。
観光	しばれフェスティバル開催事業	団体	【将来に渡る効果】 当町の象徴である 「日本一の寒い町」 を長年PRしてきたイ ベントであり、将来 に渡り、当町の観光 の柱となる事業であ る。		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	オフロードレース開催事業	団体	【将来に渡る効果】 モータースポーツの メッカとして、長年 開催してきたイベン トであり、将来に渡 り、当町の観光の柱 となる事業である。
	その他	地元雇用促進事業	町	
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	高校生通学定期差額助成事業	町	
		地域交通利用促進交付金交付事業	団体	
		地域内交通対策事業	団体	
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	環境	景観形成事業補助事業	町	
	防災・防犯	交通安全対策事業	団体	
		防災訓練実施事業	町	
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	児童福祉	出産子育て支援祝い金事業	町	
		給食費助成子育て支援事業	町	
		乳幼児紙おむつ用ゴミ袋支給事業	町	
		保育ママ利用助成事業	町	
		地域子育て支援拠点事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
	高齢者・障害者福 祉	交通費助成事業	町	
		生きがいホーム通所事業	町	
	その他	産婦健診・産後ケア事業	町	
		特定不妊治療費助成事業	町	
		不育治療費助成事業	町	
		妊婦交通費助成事業	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	その他	患者移送サービス事業	団体	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育			
		副読本作成事業	町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備			
		自治会活動促進交付金事業	団体	
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興			
		文化芸術鑑賞事業	団体	